

「国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律」の概要

国際航海船舶

(*) 国際航海に従事する旅客船
同 500トン以上の貨物船

実施すべき保安措置

保安(自己警備)規程の作成・実施
船舶警報通報装置の設置
保安管理者の選任 等

国が自己警備のレベルを3段階で指示

国による保安規程の承認、船舶の検査

⇒ 保安証書の交付を受けて
国際航海に従事

国際港湾施設

(*) 国際航海船舶が利用する岸壁、停泊地

実施すべき保安措置

保安(自己警備)規程の作成・実施
フェンス、照明等の設置
保安管理者の選任 等

国による保安規程の承認

国際航海船舶の入港に係る規制

外国から入港する全ての船舶に対して「船舶保安情報」の通報を義務付け。

必要に応じて、当該船舶に対して追加情報提供要求、立入検査。

当該船舶が情報提供要求・立入検査を拒否した場合

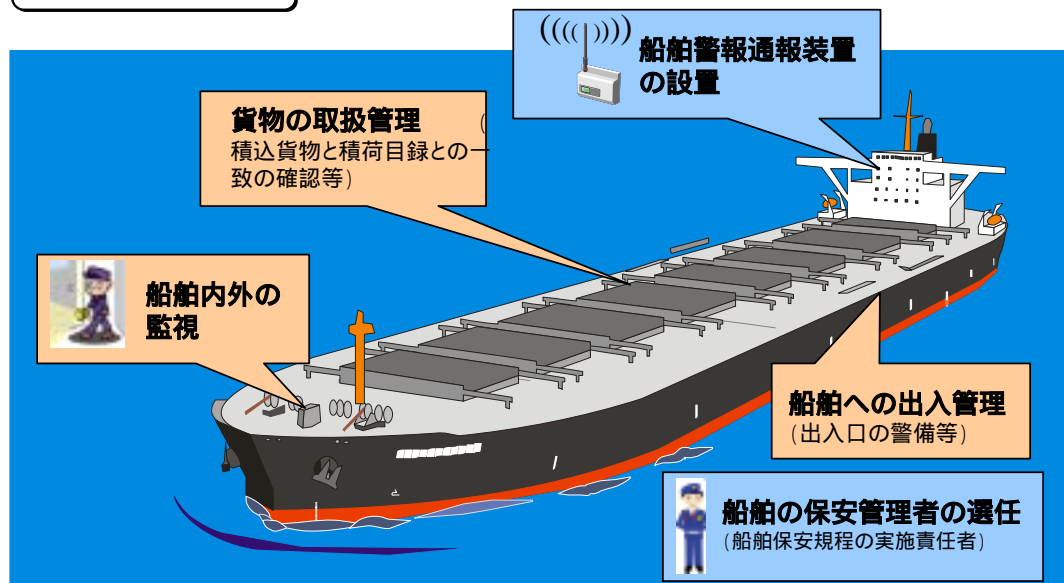
又は

当該船舶に起因して港湾施設等に危険が生じるおそれがあり、かつ、他に適当な手段がない場合

入港禁止等の措置。

国際航海船舶及び国際港湾施設における保安措置

国際航海船舶



国際港湾施設

